

栗山町中小企業等向け省エネルギー診断費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、脱炭素社会の実現に向け、二酸化炭素排出量の削減を促進するため、省エネ最適化診断等を受けた事業者に対し予算の範囲内で実施する、栗山町中小企業等向け省エネルギー診断費用補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

ウ 医療法人、社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人又は農事組合法人

(2) 事業所 事業の用に供する工場、事務所その他の事業場をいう。

(3) 省エネ診断機関 一般財団法人省エネルギーセンター、一般社団法人環境共創イニシアチブまたは経済産業省資源エネルギー庁の地域エネルギー利用最適化取組支援事業で採択された省エネルギー支援団体をいう。

(4) 省エネ最適化診断等 省エネ診断機関が実施する省エネルギー診断（エネルギー管理士等の専門技術者が現地調査の上、事業所のエネルギー使用状況を診断し、省エネルギーに関する提案を行うものをいう。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

(1) 町内に事業所を有し、当該事業所において、引き続き1年以上事業を営んでいること。

(2) 申請時点において、町税等（栗山町町税等の滞納者等に対する特別措置に関する条例（平成19年条例第20号）第2条第1号に規定する町税等をいう。）の滞納がないこと。

(3) 栗山町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第16号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が所有又は使用する町内の事業所に対する省エネ最適化診断等とする。ただし、同一事業所への同一内容による診断等については、1回に限り補助対象事業とするものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象事業の実施により省エネ診断機関に支払う費用とする。ただし、消費税及び地方消費税、印紙税等の税金及び口座振込手数料は補助対象経費から除く。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、3万円を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省エネルギー診断費用補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 町内で事業を営んでいることが確認できる書類
- (3) 省エネ最適化診断等を申し込んだことが確認できる書類
- (4) 申請者名義の振込先口座が確認できる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請書の内容等を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、省エネルギー診断費用補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業を変更し、又は中止しようとするときは、省エネルギー診断費用補助金変更承認申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）に町長が必要と認める書類を添付して、町長に申請しなければならない。

（変更の決定）

第10条 町長は、前条の規定による変更の申請があったときは、当該変更申請書の内容等を審査し、補助対象事業の変更又は中止を決定したときは、省エネルギー診断費用補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助決定者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第 1 1 条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは速やかに、省エネルギー診断事業実績報告書（様式第 6 号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ最適化診断等が完了したことを証する書類（診断報告書の写し等）
- (2) 省エネ最適化診断等費用の支払いを証する書類（領収書の写し等）

（補助金額の確定）

第 1 2 条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金額を確定し、省エネルギー診断費用補助金交付額確定通知書（様式第 7 号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 1 3 条 補助金は、前条に規定する補助金額の確定後において交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第 1 4 条 町長は、交付の決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の方法により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が必要と認めたとき。

（協力）

第 1 5 条 補助金の交付を受けた者は、受診した省エネ最適化診断等の事例その他町長が必要と認める事項の公表について、町長に協力するよう努めなければならない。

（委任）

第 1 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。